

公益財団法人岡山県スポーツ協会評議員及び役員選任規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令又は本会定款について定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 推薦方法

(評議員候補者の推薦)

第2条 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦するものとする。

2 評議員候補者は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 各加盟団体を母体とし理事会が推薦する者 107名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 3名以内

(理事及び監事候補者の推薦)

第3条 理事及び監事は会長が推薦するものとする。

2 理事及び監事は次の各号に掲げる者の中から、理事は25名以上37名以内とし監事は2名とする。

- (1) 加盟団体の構成員
- (2) 関係行政機関
- (3) 学識経験者

第3章 役員定年制

(定年制)

第4条 理事及び監事は、選任時において、その年齢が70歳（以下「制限年齢」という。）未満でなければならない。ただし会長、副会長については定年制を適用しないことができる。

第4章 雑 則

(本規則の変更)

第5条 この規則は、理事会の議決によって、変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規則は、平成26年1月21日から施行する。
- 3 この規則は、平成26年3月27日から施行する。
- 4 この規則は、平成27年1月26日から施行する。
- 5 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この規則は、令和3年3月25日から施行する。